

隊員家族の支援に対する協力に関する協定書

海上自衛隊
公益社団法人自衛隊家族会
公益社団法人隊友会
公益財団法人水交会

隊員家族の支援に対する協力に関する協定書

海上自衛隊（以下「甲」という。）、公益社団法人自衛隊家族会（以下「乙」という。）、公益社団法人隊友会（以下「丙」という。）及び公益財団法人水交会（以下「丁」という。）は、甲が要請する隊員家族の支援に対する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲が行う隊員家族（甲に所属していない隊員家族を含む。）の支援に関し、乙、丙又は丁が行う隊員家族の支援に対する協力について必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 隊員家族 隊員の配偶者、子、両親及び兄弟姉妹等をいう。
- (2) 部隊等 甲の部隊及び機関をいう。
- (3) 地方組織 乙、丙又は丁が地方に設ける組織をいう。

（適 用）

第3条 この協定は、乙、丙又は丁が管理する区域内において、地方組織が隊員家族の支援に対する協力が可能な場合に適用する。

（隊員家族の支援に対する協力の内容）

第4条 この協定により、乙、丙又は丁が行う隊員家族の支援に対する協力は、次の事項を基本とする。

- (1) 隊員家族の安否確認
 - (2) 生活支援等隊員家族の状況に応じ必要と思われる事項
- 2 地方組織が行う具体的な隊員家族の支援に対する協力及びその内容は、各地域の特性に応じて、部隊等と地方組織ごとの相互の調整及び協定により具体化するものとする。

（調整窓口の指定）

第5条 中央組織の調整窓口は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 甲の調整窓口 海上幕僚監部人事教育部厚生課
- (2) 乙の調整窓口 公益社団法人自衛隊家族会事務局
- (3) 丙の調整窓口 公益社団法人隊友会事務局
- (4) 丁の調整窓口 公益財団法人水交会事務局

- 2 甲、乙、丙及び丁は、部隊等及び地方組織ごとに調整窓口を一本化し、指定した調整窓口を相互に通知するものとする。ただし、地域の特性に即した調整窓口を指定する場合はこの限りでない。

(情報管理)

第6条 甲は、隊員及び隊員家族の意向を尊重しつつ、乙、丙及び丁に対し、必要の都度、第4条に規定する隊員家族の支援に対する協力に必要な情報を提供するものとする。この場合において、乙、丙及び丁は甲から提供を受けた情報をこの協定に基づく隊員家族の支援に対する協力目的以外に使用してはならず、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号令）に基づき、適切な管理を行わなければならない。

(関係の強化)

第7条 甲、乙、丙及び丁は、隊員家族の支援に対する協力の実効性向上及び関係強化に努めるものとする。この場合において、甲は乙、丙又は丁による隊員家族の支援に対する協力を実施するに当たり、可能な範囲で便宜を図るものとする。

(隊員家族の支援に対する協力時の安全管理)

第8条 乙、丙及び丁は、安全の確保に十分配慮して隊員家族の支援に対する協力を実施するものとし、事故等が発生した場合は、原則として乙、丙及び丁が対応するものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合には、甲乙丙丁協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、甲乙丙丁がこの協定書を交換した日に効力を生じる。この協定は、甲乙丙丁いずれかが、この協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、自動的に効力を延長されるものとする。

(補 則)

第11条 隊員家族の支援に対する協力について、当面は大規模災害等の発生を念頭に協力するものとし、今後、検討に応じて支援の対象範囲を拡大する場合の協力については、甲乙丙丁協議の上、定めるものとする。

- 2 この協定の実施に関し必要な細目的事項については、甲乙丙丁協議の上、別に定めるものとする。

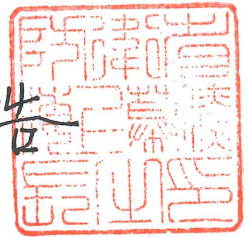
この協定を証するため、本書を4通作成し、甲乙丙丁署名の上各自1通を保有する。

令和元年6月3日

甲 東京都新宿区市谷本村町5番1号

防衛省海上幕僚長

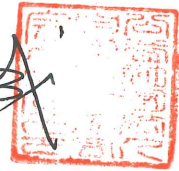
海将 山村 浩



乙 東京都新宿区市谷本村町5番1号

公益社団法人自衛隊家族会会長

伊藤 康成



丙 東京都新宿区市谷本村町5番1号

公益社団法人隊友会理事長

先崎 一



丁 東京都渋谷区神宮前1丁目5番3号

公益財団法人水交会理事長

赤星 慶治

